| | | (十六) | (十七) | (十八) | (十九) | (二十) | (二十一) | (二十二) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 制御器 | | | | 連動機構用予備電源 | |
| | 感知の状況 | | スイッチ類及び表示灯の状況 | 結線接続の状況 | 接地の状況 | 予備電源への切り替えの状況 | 劣化及び損傷の状況 | 容量の状況 |
| 和四十八年建設省告示第千二百五十三号第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 | (二十五)の項又は(二十六)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 適正な時間内に感知しないこと。 | 目視により確認する。 | 目視又は触診により確認する。 | 回路計、ドライバー等により確認する。 | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 目視により確認する。 | 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 |
| | | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。 | | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 | 容量が不足していること。 |

| | (二十三) | (二十四) | (二十五) | (二十六) |
|---|---|---|---|---|
| | | | 総合的な作動の状況 | |
| | 自動作動装置 | 手動作動装置 | | |
| 設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | ドレンチャー等の作動の状況 | 防火区画（令第百十二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。 | 速やかに作動させることができる位置にこと、周囲に障害物があること、操作が困難であること、操作が困難であること又は打ち破るための窓のプレートが脱落していること。 | ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。 | ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。 |
| | | 次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（二十六の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法<br>ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法 | 当該区画のうち一以上を対象として、二十五の項（は）欄イ又はロに掲げる方法によりドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 |